（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～16　略］

17　法別表第三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［18～101　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～14　略］

15　法別表第五第六号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［16～100　略］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［略］

［2～5　略］

6　法別表第六の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［7　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～16　同上］

17　［同上］

［一　同上］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［18～101　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～14　同上］

15　［同上］

［一　同上］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［16～100　同上］

（法別表第六の総務省令で定める事務）

第六条　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

［一　同上］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

［7　同上］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省・財務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、令和八年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき

令和八年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする公庫債権金利変動準備金の金額は、二千億円とする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。